



第101回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）
3階 コスモスホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

お知らせ

議決権行使につきましては、書面（郵送）及びインターネットによる行使もご活用ください。

お土産の取り止めについて

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 極 洋

証券コード：1301

食卓に、海のおいしさと、おどろきを。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は魚を中心とした総合食品会社として、「人間尊重の経営を基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長する」ことを企業理念に、ステークホルダーの皆様から満足と信頼を得られるよう、グループ総力を挙げて事業活動に努めてまいりました。

2024年度は新中期経営計画『Gear Up Kyokuyo 2027』の初年度として、「魚を中心に、食で人と暮らしと地球によりそう サステナブルな世界へ」をパーパスとし、前中期経営計画で築いたプラットフォームの上で事業基盤を拡充させ、ステークホルダーとのパートナーシップの強化を図りながら、ESG経営の実践や、SDGsへの貢献といった持続可能な社会の実現に向けた責任を果たし、引き続き企業価値の向上に邁進してまいります。

今後とも、皆様のご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長

井上 誠

証券コード：1301

2024年6月3日

(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目3番5号

株式会社 極 洋

代表取締役社長 井上 誠

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第101回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト：<https://www.kyokuyo.co.jp>

上記ウェブサイトにある「IR」「IRライブラリ」「株主総会関係」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほかインターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権の行使方法のご案内」にしたがって、2024年6月24日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2024年6月25日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
- 2. 場 所** 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）
3階 コスモスホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項**

- 報告事項**
- 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役14名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件

招集にあたっての決定事項

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権行使をされた場合、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使を複数回された場合、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使書を郵送する場合



期 限 2024年6月24日(月曜日) 午後5時45分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。(上記の行使期限までに到着するようご返送ください。) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットで行使する場合



期 限 2024年6月24日(月曜日) 午後5時45分まで

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに賛否をご入力ください。



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

詳細につきましては
次頁をご覧ください。

- インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

株主総会へ出席する場合

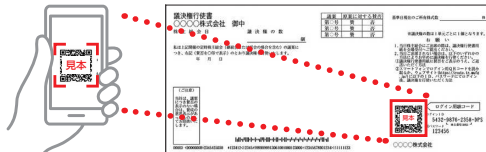


議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」
をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては当期の業績等を勘案した結果、1株につき100円とさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金100円 総額 1,191,615,500円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日

第2号議案

取締役14名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、また経営監督機能の強化を図るため取締役2名（うち社外取締役1名）を増員したいので、取締役14名（うち社外取締役5名）の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 | | | | 現在の当社における地位及び担当 | |
|-----------|----------|-----------|----|----|-----------------|---|
| 1 | いの 井上 | まこと 誠 | 新任 | 再任 | 社外 独立 | 代表取締役社長 |
| 2 | こん 近藤 | しげる 茂 | 新任 | 再任 | 社外 独立 | 取締役副社長 社長補佐、海外事業セグメント管掌、海外事業本部担当 |
| 3 | き 木山 | しゅう 修一 | 新任 | 再任 | 社外 独立 | 専務取締役 物流サービスセグメント管掌、コンプライアンス担当、 監査部、人事部、商品開発本部、品質保証部、生産管理 部、ロジスティクス部担当 |
| 4 | ひ 檜垣 | ひと 仁志 | 新任 | 再任 | 社外 独立 | 常務取締役 経営管理部、S R 推進部、総務部、情報システム部、業 務部担当 |
| 5 | た 田中 | ゆたか 豊 | 新任 | 再任 | 社外 独立 | 取締役 大阪支社長委嘱 |
| 6 | やま 山口 | けい 敬三 | 新任 | 再任 | 社外 独立 | 取締役 生鮮事業セグメント管掌、生鮮事業本部担当、生鮮事業 本部長委嘱 |
| 7 | はっ 服部 | あつし 篤 | 新任 | 再任 | 社外 独立 | 取締役 食品事業セグメント管掌、食品事業本部担当、食品事業 本部長委嘱 |

| 候補者 番号 | 氏名 | | | | 現在の当社における地位及び担当 | | |
|-----------|------------|-------------|----|----|-----------------|----|---|
| 8 | み やま 三山 | まさ き 正樹 | 新任 | 再任 | 社外 | 独立 | 取締役 水産事業セグメント管掌、水産事業本部担当、水産事業 本部長委嘱 |
| 9 | お だ 小田 | まさ ひこ 匡彦 | 新任 | 再任 | 社外 | 独立 | 執行役員人事部長 |
| 10 | み うら 三浦 | まさ よ 理代 | 新任 | 再任 | 社外 | 独立 | 社外取締役 |
| 11 | しら お 白尾 | み か 美佳 | 新任 | 再任 | 社外 | 独立 | 社外取締役 |
| 12 | まち だ 町田 | かつ ひろ 勝弘 | 新任 | 再任 | 社外 | 独立 | 社外取締役 |
| 13 | やま だ 山田 | えい じ 英司 | 新任 | 再任 | 社外 | 独立 | 社外取締役 |
| 14 | なが の 長野 | あさ こ 麻子 | 新任 | 再任 | 社外 | 独立 | — |

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員候補者

候補者番号

1

いの うえ
井 上

まこと
誠

再任

生年月日 1957年12月5日生

所有する当社株式の数 8,600株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-------------|----------|-----------------|
| 1980年 4月 | 当社入社 | 2015年 4月 | 当社取締役調理冷凍食品部長 |
| 2004年 6月 | 当社水産部水産第3部長 | 2015年 6月 | 当社常務取締役調理冷凍食品部長 |
| 2005年 4月 | 当社水産部水産第2部長 | 2016年 4月 | 当社常務取締役 |
| 2006年 4月 | 当社水産冷凍食品部長 | 2017年 6月 | 当社専務取締役 |
| 2010年 6月 | 当社大阪支社長 | 2018年 6月 | 当社代表取締役社長（現） |
| 2012年 6月 | 当社取締役大阪支社長 | | |
| 2014年 4月 | 当社取締役東京支社長 | | |

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に水産商事・食品関連業務に従事し、水産冷凍食品部長、支社長、調理冷凍食品部長、常務取締役、専務取締役を経て、2018年から代表取締役社長を務めており、当社における豊富な業務経験と水産商事・食品事業及び会社の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

こん どう
近 藤

しげる
茂

再任

生年月日 1958年12月8日生

所有する当社株式の数 4,900株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-----------------|----------|-----------------|
| 1982年 4月 | 当社入社 | 2020年 6月 | 当社常務取締役水産加工第2部長 |
| 2011年 6月 | 当社海外事業部長 | 2021年 3月 | 当社常務取締役 |
| 2015年 6月 | 当社水産加工第3部長 | 2021年 6月 | 当社専務取締役 |
| 2017年 6月 | 当社取締役水産加工第3部長 | 2023年 4月 | 当社専務取締役水産事業本部長 |
| 2019年 6月 | 当社常務取締役水産加工第3部長 | 2024年 4月 | 当社取締役副社長（現） |

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に海外駐在、水産商事関連業務に従事し、海外事業部長、水産加工第3部長、常務取締役、専務取締役を経て、2024年から取締役副社長を務めており、当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び水産商事事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

き やま
木 山

しゅう いち
修 一

再任

生年月日 1959年8月30日生

所有する当社株式の数 3,600株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社

2013年 4月 当社企画部長

2017年 6月 当社取締役企画部長

2020年 6月 当社常務取締役

2022年 6月 当社専務取締役総務部長

2023年 4月 当社専務取締役（現）

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に企画・経理関連業務に従事し、企画部長、常務取締役を経て、2022年から専務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験と企画・経理に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ひ がき
檜 垣

ひと し
仁 志

再任

生年月日 1962年8月17日生

所有する当社株式の数 1,400株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社

2017年 6月 当社経理部長

2020年 6月 当社取締役経理部長

2021年 4月 当社取締役経営管理部長

2022年 6月 当社常務取締役経営管理部
長

2024年 3月 当社常務取締役（現）

取締役候補者
とした理由

入社以来、主にシステム・経理関連業務に従事し、経理部長、経営管理部長を経て2022年から常務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験とシステムに関する高い見識及び経理に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

た なか
田 中

ゆたか
豊

再任

生年月日 1961年8月20日生

所有する当社株式の数 5,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---------------|----------|----------------------------------|
| 1984年 4月 | 当社入社 | 2021年 4月 | 当社取締役業務食品本部長、業務食品第1部長、ロジスティクス本部長 |
| 2010年 8月 | 当社大阪支社冷凍食品部長 | 2022年 6月 | 当社取締役業務食品本部長、ロジスティクス本部長 |
| 2016年 4月 | 当社調理冷凍食品部長 | 2023年 4月 | 当社取締役大阪支社長（現） |
| 2018年 6月 | 当社取締役調理冷凍食品部長 | | |

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に食品関連業務に従事し、調理冷凍食品部長、業務食品本部長、業務食品第1部長、ロジスティクス本部長、大阪支社長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と食品・物流サービス事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

やま ぐち
山 口

けい ぞう
敬 三

再任

生年月日 1962年1月8日生

所有する当社株式の数 1,300株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-------------|----------|-----------------------|
| 1984年 4月 | 当社入社 | 2021年 4月 | 当社取締役市販食品本部長、市販食品第2部長 |
| 2014年 4月 | 当社品質保証部長 | 2023年 4月 | 当社取締役東京支社長 |
| 2016年 4月 | 当社家庭用冷凍食品部長 | 2024年 3月 | 当社取締役生鮮事業本部長（現） |
| 2018年 3月 | 当社常温食品部長 | | |
| 2020年 6月 | 当社取締役常温食品部長 | | |

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に海外駐在、食品関連業務に従事し、品質保証部長、家庭用冷凍食品部長、常温食品部長、市販食品本部長、市販食品第2部長、東京支社長、生鮮事業本部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び食品事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

7

はっ とり
服部

あつし
篤

再任

生年月日 1965年7月16日生

所有する当社株式の数 700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|------------|---------|-----------------|
| 1988年4月 | 当社入社 | 2023年4月 | 当社執行役員食品事業本部長 |
| 2016年6月 | 当社水産加工第2部長 | 2023年6月 | 当社取締役食品事業本部長(現) |
| 2020年6月 | 当社東京支社長 | | |

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に水産商事関連業務に従事し、水産加工第2部長、東京支社長、食品事業本部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と水産事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

8

み やま
三山

まさ き
正樹

再任

生年月日 1966年3月30日生

所有する当社株式の数 500株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|--|---------|-----------------|
| 1989年4月 | 当社入社 | 2021年3月 | 当社海外事業部長 |
| 2012年8月 | Kyokuyo America Corporation 代表取締役社長 | 2023年4月 | 当社執行役員生鮮事業本部長 |
| 2017年6月 | 当社水産冷凍食品部長 | 2023年6月 | 当社取締役生鮮事業本部長 |
| 2019年4月 | 当社札幌支社長 | 2024年3月 | 当社取締役水産事業本部長(現) |

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に海外駐在、食品関連事業に従事し、当社グループ会社社長、水産冷凍食品部長、札幌支社長、海外事業部長、生鮮事業本部長、水産事業本部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び食品事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

9

おだ
小田

まさ ひこ
匡彦

新任

生年月日 1966年7月12日生

所有する当社株式の数 100株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-----------------------|----------|----------------|
| 1990年4月 | (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 | 2014年1月 | 同行江戸川南支店統括部長 |
| 2008年10月 | 同行長後支店お客様サービス部長 | 2016年10月 | 同行ローン管理部長 |
| 2012年1月 | 同行横浜南エリア営業第三部長 | 2020年6月 | 当社入社 当社企画部長 |
| | | 2021年4月 | 当社人事部長 |
| | | 2023年4月 | 当社執行役員人事部長(現) |

取締役候補者
とした理由

永年にわたる金融機関業務により培われた専門的な知識・経験を有し、また、入社以来、企画部長、執行役員人事部長を務めるなど、当社の実情に通じていることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

10

みうら
三浦

まさ よ
理代

再任

社外

独立

生年月日 1946年5月16日生

所有する当社株式の数 700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|------------|---------|---------------|
| 1970年4月 | 女子栄養大学助手 | 2009年1月 | 同大学学務部長 |
| 1995年4月 | 同大学助教授 | 2015年6月 | 当社取締役(現) |
| 2001年4月 | 同大学教授 | 2017年4月 | 女子栄養大学名誉教授(現) |
| 2003年1月 | 同大学実践栄養学科長 | | |

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

女子栄養大学において食品栄養学等を研究され、食品栄養学の専門家としての永年の経験と知見から取締役会において公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も同氏の永年の経験と知見を基に、取締役会の意思決定に際して適切な指導をしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

11

しら お
白尾

み か
美佳

再任

社外

独立

生年月日 1960年2月28日生

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---------------------------|----------|-------------|
| 1994年 4月 | 国立公衆衛生院（現 国立保健医療科学院）特別研究員 | 2014年 4月 | 実践女子大学教授（現） |
| 2002年 4月 | 実践女子短期大学助教授 | 2020年 6月 | 当社取締役（現） |

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

実践女子大学において食品衛生学や食育について研究され、豊富な経験と高い学識から、取締役会において専門的立場から適切な意見をいただいております。今後も同氏の知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号

12

まち だ
町田

かつ ひろ
勝弘

再任

社外

独立

生年月日 1953年11月15日生

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|------------------|----------|-----------------------|
| 1976年 4月 | 農林水産省入省 | 2020年 3月 | JRAファシリティーズ(株)代表取締役会長 |
| 2009年 7月 | 水産庁長官 | 2021年 6月 | 当社取締役（現） |
| 2010年 7月 | 農林水産省事務次官 | 2022年 4月 | JRAファシリティーズ(株)顧問 |
| 2013年 5月 | （一社）JA共済総合研究所理事長 | 2022年 6月 | 明治機械(株)取締役（監査等委員）（現） |
| 2016年 3月 | 日本中央競馬会副理事長 | | |

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

永年にわたり農林水産省の要職を務められ、また、研究機関により培われた豊富な知識と経験を有しており、専門的な立場から助言や指導をしていただくとともに、中立的な視点から、業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号

13

やま だ
山田えい し
英司

再任

社外

独立

生年月日 1955年7月18日生

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|--------------------------------------|---------|-------------------|
| 1978年4月 | 日本電信電話公社（現日本電信電話(株)）入社 | 2011年6月 | 同社取締役常務執行役員 |
| 2001年6月 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長 | 2012年6月 | 同社代表取締役副社長執行役員 |
| 2002年4月 | 同社ビジネス開発事業本部 | 2015年6月 | 同社顧問 |
| 2004年5月 | 同社決済ソリューション事業本部副事業本部長 | 2017年6月 | (株)千葉興業銀行社外取締役（現） |
| 2005年6月 | 同社執行役員 | 2021年6月 | 当社取締役（現） |
| | | 2022年6月 | 日本電子計算(株)顧問 |
| | | | 平和不動産(株)社外取締役（現） |

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

日本電子計算(株)において永年代表取締役社長を務められるなど、システム開発の経験や実績を背景とした経営者としての幅広い見識を有しており、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

14

なが の
長野あさ こ
麻子

新任

社外

独立

生年月日 1971年12月11日生

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|---------------------------|---------|-----------------------------|
| 1994年4月 | 農林水産省入省 | 2017年7月 | 同省大臣官房広報評価課長 |
| 2010年4月 | 水産庁水産経営課課長補佐 | 2018年7月 | 林野庁林政部木材利用課長 |
| 2011年2月 | 内閣府食品安全委員会事務局総務課課長補佐 | 2021年7月 | 同省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長 |
| 2013年1月 | 食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室長 | 2022年8月 | (株)モリアゲ代表取締役社長（現） |
| 2015年4月 | 大臣官房広報評価課報道室長 | | |

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

永年にわたり農林水産省の要職を歴任され、また、森林業コンサルタント事業により培われた豊富な知識と経験を有しており、サステナビリティの専門的な立場から助言や指導をしていただくとともに、中立的な視点から、業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「4. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
3. 三浦理代、白尾美佳、町田勝弘、山田英司及び長野麻子の5氏は社外取締役候補者であります。
4. 三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。また、長野麻子氏についても新たに独立役員として届け出る予定であります。
5. 本総会終結の時をもって、三浦理代氏の当社社外取締役就任期間は9年、白尾美佳氏の当社社外取締役就任期間は4年、町田勝弘及び山田英司の両氏の当社社外取締役就任期間は3年となります。
6. 当社は三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、長野麻子氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

■取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

本議案が承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

| | 経営全般 | 業界知見 | IT | 法務・ コンプライ アンス | 財務・ 会計 | 行政・ 学術研究 | 国際性 |
|-------|------|------|----|---------------------|-----------|-------------|-----|
| 井上 誠 | ● | ● | | | | | |
| 近藤 茂 | ● | ● | | | | | ● |
| 木山 修一 | ● | | ● | ● | ● | | |
| 檜垣 仁志 | ● | | ● | | ● | | |
| 田中 豊 | | ● | | | | | |
| 山口 敬三 | | ● | | | | | ● |
| 服部 篤 | | ● | | | | | |
| 三山 正樹 | | ● | | | | | ● |
| 小田 匡彦 | | | | ● | ● | | |
| 三浦 理代 | | | | | | ● | |
| 白尾 美佳 | | | | | | ● | |
| 町田 勝弘 | ● | ● | | | | ● | |
| 山田 英司 | ● | | ● | | | | |
| 長野 麻子 | ● | ● | | | | ● | ● |

なお、上記の一覧表は各氏の経験等をふまえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役田村雅治氏は任期満了となり、また、鈴木則男氏は2023年7月31日付で監査役を辞任しておりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

| | | | | |
|-------|-------|-----|------------|------------|
| 候補者番号 | さ さ き | つとむ | 生年月日 | 1965年9月1日生 |
| 1 | 佐々木 | 力 | 新任 | 社外 |
| | | | 所有する当社株式の数 | 0株 |



略歴及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-----------------------|---------|---|
| 1989年4月 | (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 | 2018年4月 | 同行執行役員首都圏地域担当(南ブロック) 兼 独立店担当(前橋支店・長岡支店) |
| 2006年3月 | 同行枚方支店営業第一部長 | | |
| 2008年4月 | 同行淀川エリア営業第四部長 | | |
| 2009年10月 | 同行三国エリア営業部長 | 2021年4月 | 同行執行役員大阪地域担当(北ブロック) 兼 京都・滋賀営業本部担当 |
| 2010年4月 | 同行桜川・大正エリア営業第一部長 | | |
| 2013年4月 | 同行大阪年金営業部長 | 2022年4月 | りそなカード(株)専務取締役 |
| 2016年4月 | 同行虎ノ門支店長 兼 営業第一部長 | 2024年4月 | 同社顧問(現) |

社外監査役候補者とした理由

永年にわたる金融機関業務により培われた専門的な知識・経験等を監査役に就任された場合に当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役候補者となりました。同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

候補者番号

2

そば じま
傍島

やす ゆき
康之

新任

生年月日 1957年4月23日生

所有する当社株式の数 1,400株



略歴及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2015年6月 当社業務部長
2017年6月 当社名古屋支社長
2019年4月 当社大阪支社長

2020年6月 当社取締役大阪支社長
2021年3月 当社取締役、極洋水産(株)代表取締役社長
2021年6月 極洋水産(株)代表取締役社長(現)

監査役候補者 とした理由

入社以来従事した物流サービス関連業務における専門知識を有し、当社グループ会社社長として当社の実情に通じるとともに経営経験も豊富であり、適正な監査を行う能力を有していることから、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐々木力氏は社外監査役候補者であります。
3. 佐々木力氏は、2022年3月まで当社の主要取引先銀行である(株)りそな銀行の業務執行者でありました。
4. 佐々木力氏は、2024年6月24日付をもって、りそなカード(株)の顧問を辞任される予定であります。
5. 傍島康之氏は、2024年6月17日付をもって、極洋水産(株)の取締役を退任される予定であります。
6. 佐々木力氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

しも だ
下 田

いち ろう
一 郎

社外 独立

生年月日 1972年9月18日生

所有する当社株式の数 0株

略歴及び重要な兼職の状況

2005年10月 弁護士登録
長谷川俊明法律事務所勤務
2011年4月 松井・下田法律事務所開設
2015年1月 下田総合法律事務所開設
2020年1月 下田法律税務事務所開設
(現)

補欠社外監査役候補者とした理由

会社の取締役又は監査役等として経営に関与されておられません、弁護士としての専門領域における知識と経験を有していることから、監査役に就任された場合に、当社の慣行にとらわれない企業社会全体を踏まえた客観的な判断を下していただけるものと考え、補欠監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 下田一郎氏は社外監査役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 下田一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 下田一郎氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

■取締役候補者及び補欠監査役候補者にかかる役員等賠償責任保険契約について

当社は、優秀な人材を確保し、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2024年12月に更新を予定しております。第2号議案（取締役14名選任の件）でお諮りする取締役の各氏のうち再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。第3号議案（監査役2名選任の件）でお諮りする監査役候補者については、選任後被保険者となります。第4号議案（補欠監査役1名選任の件）でお諮りする補欠監査役候補者については、監査役に就任後被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

（1）被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料については特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

（2）填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。

第5号議案

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、固定の基本報酬額及び業績連動型株式報酬額により構成されており、固定の基本報酬額は2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において、年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額60百万円以内)とご承認いただき現在に至っております。この間、当社グループの事業規模の拡大や経営環境の変化に伴い役員の責務が増大しております。また、今後更なるコーポレートガバナンス強化のため優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持し、職責に応じた公平かつ公正な処遇を実現することが必要となります。そして、第2号議案においては取締役2名(うち社外取締役1名)の増員をお諮りしており、当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大に向けた役員の更なる意欲向上・経営体制の充実を図ることを目的として、取締役の固定の基本報酬額を年額600百万円以内(うち社外取締役分は年額80百万円以内)と改めることについてご承認をお願いするものであります。なお、取締役の固定の基本報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

取締役の報酬額は、事業報告「4.(2)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております、当社取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると判断しております。

また、現在の取締役は12名(うち社外取締役4名)ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は14名(うち社外取締役5名)となります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み、緩やかな回復の動きが見られた一方で、円安の進行やロシア・ウクライナ情勢の長期化、ガザ紛争の勃発などにより、依然として先行き不透明な状況が続きました。

水産・食品業界におきましては、インバウンド需要の拡大などにより、外食・観光産業の状況が改善したものの、物価高騰に伴う消費者の節約志向の動きや、エネルギーや原材料価格、物流費の高止まりによる生産コスト上昇など、厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中で、中期経営計画『Build Up Platform 2024』（2021年度～2023年度）の最終年度として、『経営基盤の強化を図りながら、「事業課題への継続的取組み」と「持続的成長への挑戦」を柱とする戦略を進め、社会と極洋それぞれが共有すべき価値を創造していくことで、新たな成長への礎となる「高収益構造への転換」を目指す。』という基本方針のもと、目標達成に向け取り組んでまいりました。

セグメント別の事業概況は以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より、当社グループ内の管理区分を見直したことに伴い、セグメント区分を変更しております。

従来「水産商事」、「食品」、「鯉・鮪」、「物流サービス」としていたセグメント区分を、「水産事業」、「生鮮事業」、「食品事業」、「物流サービス」に変更しております。

このため、前期との比較については、セグメント変更後の数値に組み替えて比較を行っております。

(水産事業セグメント)

米国等の物価上昇に伴う消費の減退から水産物市況が不透明な中、夏場までは流通・加工業者が当用買いに徹したために、主要魚種のサケ、エビを中心に全体として販売は減少しました。一方で、利益面では夏場以降、国内在庫の減少により全般的に相場が強含んだことや、一昨年末に相場が急落したカニや魚卵などの高額商品が年末商戦に向けて荷動きが活発となったことなどから、収益は大幅に改善しました。

海外事業については、輸出版売では円安を背景に青物が増加したものの、中国政府が日本産水産物を輸入禁止とした影響でホタテの輸出が大幅に減少しました。海外現地販売においては、欧米は消費減退により販売数量は落ち込んだものの、円安により前期並みの売上を確保しましたが、中国は加工用原料の在庫が滞留したことにより売上が前年を下回りました。

この結果、売上は前期を下回りましたが、利益は前期を上回りました。水産事業セグメントの売上高は1,276億94百万円（前期比8.2%減）、営業利益は50億1百万円（前期比82.5%増）となりました。

（生鮮事業セグメント）

寿司種を中心とした生食商材は、値上げにより販売数量が減少したものの、コスト上昇を反映した価格改定効果と外食需要の増加により、収益は改善しました。マグロは一昨年来の高値疲れによる消費減退から、冷凍品全般の販売が大幅に減少したところに相場下落が重なり、収益も悪化しました。海外まき網事業は、水揚げ量の減少により、売上・利益とも減少しました。国産養殖クロマグロについては、売上は前期比で伸長したものの、飼料費などのコスト増加が収益を圧迫しました。

この結果、売上・利益とも前期を下回りました。生鮮事業セグメントの売上高は661億47百万円（前期比8.9%減）、営業利益は24億85百万円（前期比54.0%減）となりました。

（食品事業セグメント）

自社工場製品の販売に注力した結果、業務用冷凍食品は、エビフリッターやカニ風味かまぼこなどの売上が拡大し、市販用冷凍食品は、煮魚・焼魚や弁当用のフライ製品などの販売が伸長しました。常温食品においては、缶詰は不漁を背景としたサバ缶の価格上昇による販売の減少がありましたが、おつまみ・珍味製品は高付加価値商品を中心とした販売で、売上は前期並みを確保しました。

全体として、大幅なコスト上昇を反映した適正な価格の浸透により、収益は大幅に改善したものの、値上げによる販売数量減少の動きが見られました。

この結果、売上・利益とも前期を上回りました。食品事業セグメントの売上高は656億34百万円（前期比11.8%増）、営業利益は26億13百万円（前期比226.0%増）となりました。

（物流サービスセグメント）

冷蔵倉庫事業においては、庫腹率が高い状態が続き保管料が増加するとともに、コスト上昇を反映した価格改定により売上が拡大しました。利用運送事業においては、外部取引先からの受注増加により、売上が伸長しました。

この結果、売上・利益とも前期を上回りました。物流サービスセグメントの売上高は15億99百万円（前期比17.4%増）、営業利益は2億89百万円（前期比42.2%増）となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は2,616億4百万円（前期比3.9%減）、営業利益は88億6百万円（前期比8.6%増）、経常利益は88億56百万円（前期比8.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は59億36百万円（前期比2.7%増）となりました。

なお、当社単体の売上高は2,347億57百万円（前期比5.8%減）、営業利益は72億15百万円（前期比19.8%増）、経常利益は73億15百万円（前期比21.8%増）、当期純利益は48億78百万円（前期比19.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は56億23百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、設備投資資金や安定資金確保を目的に、長期借入金54億56百万円を調達しました。また、海外生産拠点の積極的な設備投資のため、2024年3月1日を払込期日とする公募増資及び2024年3月26日を払込期日とする第三者割当増資により、37億26百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

①中期経営計画（2021年度～2023年度）の振り返り

中期経営計画「Build Up Platform 2024」では、食品事業は自社工場製品の拡販などにより、高収益構造へと変革してきました。また、海外まき網船建造による資源アクセスの強化、新テレビCM放映によるブランドの強化、公募増資による財務基盤の強化などにおいて、一定の成果を上げました。一方で、海外事業は生産拠点の整備に注力したものの、コロナ禍の長期化や欧米でのインフレによる消費減退などにより、当初計画には及びませんでした。

②新中期経営計画『Gear Up Kyokuyo 2027』の概要

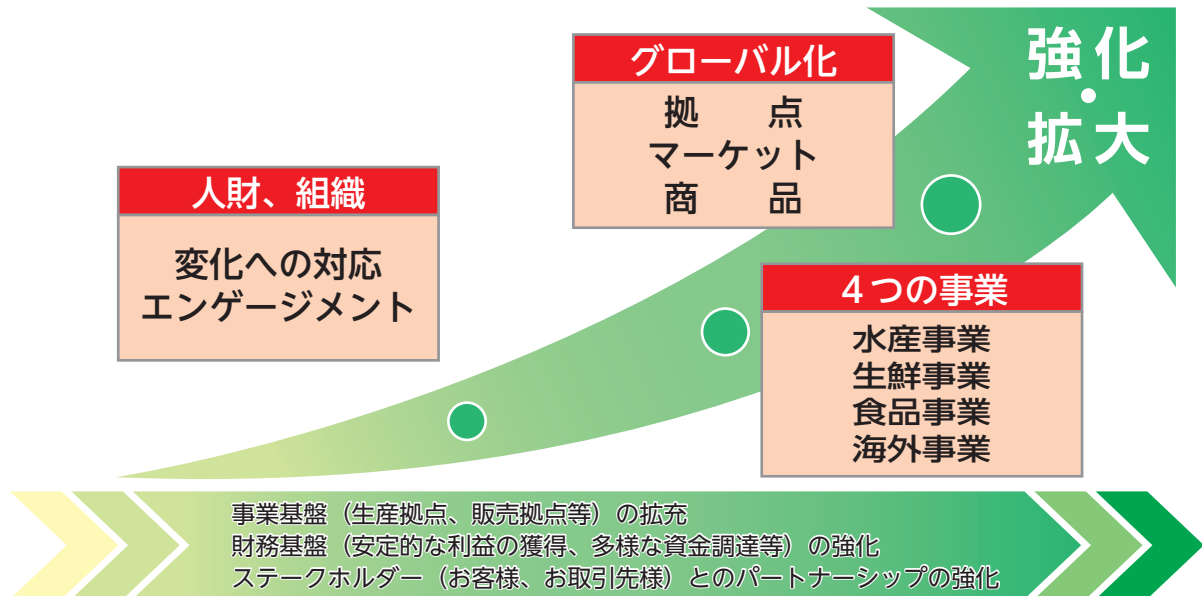
企業パーパスのもと、「事業基盤」の拡充、「財務基盤」と「ステークホルダーとのパートナーシップ」の強化を図りながら、「人財・組織」、「4つの事業」、「グローバル化」の3つの視座で施策を実行してまいります。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.kyokuyo.co.jp/files/gearupkyokuyo2027.pdf>)

パーパス

魚を中心に、食で人と暮らしと地球によりそう
サステナブルな世界へ

強いキョクヨーへ



(2027年3月期目標値)

売上高4,000億円

営業・経常利益135億円

海外売上高比率15%以上

ROIC（投下資本利益率）6%以上

DOE（株主資本配当率）3%以上

各セグメントの施策は次のとおりであります。

水産事業セグメントでは、調達・営業部門の連携強化による販売量の拡大に努めるとともに、新規調達先の開拓による資源アクセス強化を図ります。また、注力する海外事業の拡大に向けてM&Aの検討を進めます。

生鮮事業セグメントでは、前年度に同一セグメントにした、生食・鯉鮪事業の一体化の強みを活かし、販路拡大を目指します。また、クロマグロやマダイなどの養殖事業の収益性向上を図ります。

食品事業セグメントでは、自社工場製品の販売を核とした、安定的な収益確保に努め、消費者ニーズを捉えた商品力の強化を図ります。

物流サービスセグメントでは、2024年問題対応として、貨物集約による配送効率化と貨物回転率の向上による売上の拡大に注力します。

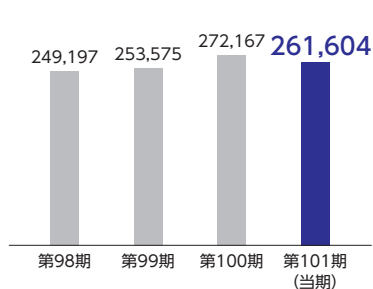
財務基盤強化策としては、安定的な利益の積み上げによる資本増強のほか、資金調達手段の多様化を図ることで、積極的な成長投資に対応できる体制を整えてまいります。また、事業活動に欠かせない、ステークホルダーとのコミュニケーションによるパートナーシップ強化やサステナビリティを意識した経営に取り組んでまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第98期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) | 第99期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) | 第100期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) | 第101期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) |
|---------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|--|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 売上高 | 249,197 | 253,575 | 272,167 | 261,604 |
| 経常利益 | 4,879 | 6,904 | 8,182 | 8,856 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 3,838 | 4,634 | 5,782 | 5,936 |
| 1株当たり当期純利益 | 356円95銭 | 430円83銭 | 539円10銭 | 548円61銭 |
| 総資産 | 116,331 | 130,460 | 146,301 | 160,720 |
| 純資産 | 39,975 | 42,174 | 46,966 | 58,860 |

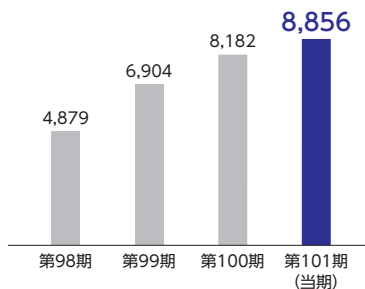
■ 売上高

(単位：百万円)



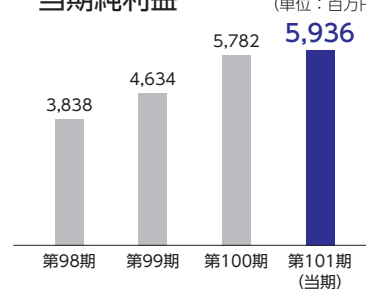
■ 経常利益

(単位：百万円)



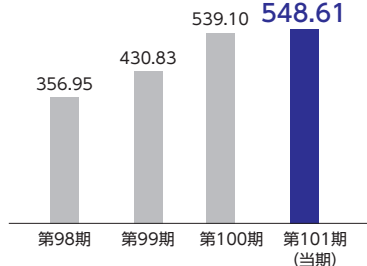
■ 親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位：百万円)



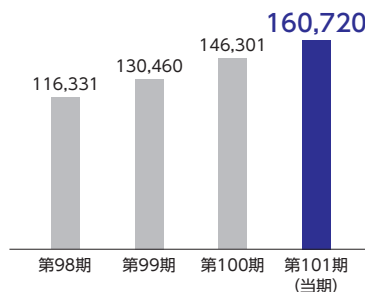
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



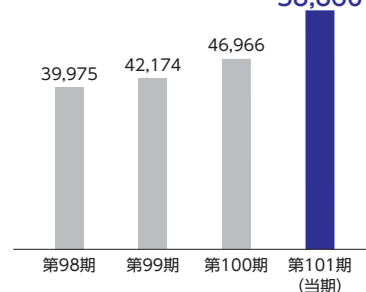
■ 総資産

(単位：百万円)



■ 純資産

(単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 (百万円) | 議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|-----------------|--------------|---------------|-------------------------------|
| キョクヨー秋津冷蔵(株) | 80 | 100 | 冷蔵倉庫業 |
| 極洋商事(株) | 60 | 100 | 水産物・農畜産物等の買付販売 |
| 極洋食品(株) | 100 | 100 (10.0) | 冷凍食品・チルド食品の製造 |
| 極洋水産(株) | 192 | 100 | 海外まき網漁業、カツオ・マグロの加工 及び冷蔵倉庫業 |
| キョクヨー総合サービス(株) | 10 | 100 | 保険代理店業 |
| キョクヨーフーズ(株) | 30 | 100 | 冷凍食品・チルド食品の製造 |
| 極洋フレッシュ(株) | 90 | 100 | マグロその他水産物等の加工及び販売 |
| キョクヨーマリン愛媛(株) | 60 | 100 | マグロその他水産物の養殖・加工及び販売 |
| キョクヨーマリンファーム(株) | 30 | 100 (16.7) | マグロその他水産物の養殖・加工及び販売 |
| 指宿食品(株) | 50 | 95 (10.0) | マグロその他水産物等の加工及び販売 |
| インテグレート・システム(株) | 50 | 55 | ソフトウェアの開発及び保守 |
| (株)エイパックス・キョクヨー | 50 | 100 | 水産加工品・惣菜品の製造及び販売 |
| 海洋フーズ(株) | 40 | 100 | サケその他水産物等の加工及び販売 |
| (株)クロシオ水産 | 5 | 70 | マダイその他水産物の養殖及び販売 |
| (株)ジョッキ | 60 | 100 | 海産物珍味の製造及び販売 |

| 会社名 | 資本金 (百万円) | 議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|--|-----------------|--------------|-------------|
| Kyokuyo America Corporation (米国) | 千米ドル 15,600 | 100 | 水産物等の買付販売 |
| 青島極洋貿易有限公司 (中国) | 千米ドル 200 | 100 | 水産物等の買付販売 |
| Kyokuyo Europe B.V. (オランダ) | 千ユーロ 250 | 100 | 水産物等の買付販売 |
| KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd. (タイ) | 百万バーツ 350 | 100 | 冷凍食品の製造及び販売 |
| Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd. (ベトナム) | 百万ドン 225,000 | 100 | 食品の製造等 |

(注) 1. 当社の連結子会社は上記20社を含む28社であり、持分法適用関連会社は3社です。
2. 議決権比率の()内は、間接所有割合(内数)であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

| 事業の種類別 セグメントの名称 | 主要な事業内容 |
|--------------------|---|
| 水産事業 | 当社及びKyokuyo America Corporation他において水産物の買付及び加工、販売を行っております。 |
| 生鮮事業 | 当社他において寿司種や刺身などの生食食材の加工及び販売を行っております。カツオ・マグロ等については、当社及び極洋水産(株)他において漁獲、養殖、買付を行っております。 |
| 食品事業 | 当社、極洋食品(株)及び(株)ジョッキ他において業務用冷凍食品、市販用冷凍食品・缶詰・海産物珍味の製造及び販売を行っております。 |
| 物流サービス | キョクヨー秋津冷蔵(株)他において冷蔵倉庫事業等を行っております。 |
| その他 | キョクヨー総合サービス(株)他において保険代理店業等を行っております。 |

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

| | | |
|----------------------------------|--------|--------------------------------------|
| (株)極洋 | 本社 | 東京都港区 |
| | 支社 | 札幌市・仙台市・東京都港区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市 |
| | 研究所 | 宮城県塩釜市 |
| キョクヨー秋津冷蔵(株) | 本社・事業所 | 東京都大田区 |
| | 事業所 | 東京都大田区・福岡市 |
| 極洋商事(株) | 本社 | 東京都港区 |
| 極洋食品(株) | 本社・工場 | 宮城県塩釜市 |
| | 工場 | 青森県八戸市・茨城県ひたちなか市 |
| 極洋水産(株) | 本社・工場 | 静岡県焼津市 |
| キョクヨー総合サービス(株) | 本社 | 東京都港区 |
| キョクヨーフーズ(株) | 本社・工場 | 愛媛県北宇和郡松野町 |
| 極洋フレッシュ(株) | 本社・工場 | 東京都江戸川区 |
| キョクヨーマリン愛媛(株) | 本社 | 愛媛県南宇和郡愛南町 |
| キョクヨーマリンファーム(株) | 本社 | 高知県幡多郡大月町 |
| 指宿食品(株) | 本社・工場 | 鹿児島県指宿市 |
| インテグレート・システム(株) | 本社 | 東京都中央区 |
| (株)エイパックス・キョクヨー | 本社・工場 | 兵庫県姫路市 |
| 海洋フーズ(株) | 本社・工場 | 茨城県神栖市 |
| (株)クロシオ水産 | 本社 | 高知県幡多郡大月町 |
| (株)ジョッキ | 本社・工場 | 東京都練馬区 |
| | 工場 | 埼玉県本庄市・北海道北斗市 |
| Kyokuyo America Corporation | 本社 | Seattle, Washington, U.S.A. |
| 青島極洋貿易有限公司 | 本社 | Qingdao, China |
| Kyokuyo Europe B.V. | 本社 | Luchthaven Schiphol, The Netherlands |
| KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd. | 本社・工場 | Samut Sakhon, Thailand |
| Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd. | 本社 | Long An Province, Vietnam |

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

| 事業の種類別 セグメントの名称 | 従業員数 (人) | 前連結会計年度末比増減 (人) |
|--------------------|----------|-----------------|
| 水産事業 | 305 | — |
| 生鮮事業 | 720 | — |
| 食品事業 | 826 | — |
| 物流サービス | 78 | — |
| その他 | 83 | — |
| 全社 (共通) | 77 | — |
| 合 計 | 2,089 | △23 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員 (期中平均雇用人員1,846人) は含んでおりません。
2. 当連結会計年度より、新しい事業区分に変更したため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

②当社の従業員の状況

| 区 分 | | 人 員 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-----|--------|-------|--------|
| | | 人 | 人 | 歳 月 | 年 月 |
| 職 員 | 男 | 506 | △4 | 43 5 | 19 0 |
| | 女 | 205 | 11 | 35 10 | 10 7 |
| | 計又は 平均 | 711 | 7 | 41 3 | 16 7 |

- (注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員 (期中平均雇用人員75人) は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

| 借 入 先 | 借 入 残 高 |
|-------------|---------|
| | 百万円 |
| (株)りそな銀行 | 15,724 |
| 農林中央金庫 | 10,982 |
| (株)三菱UFJ銀行 | 7,487 |
| 三井住友信託銀行(株) | 7,387 |

- (注) 当連結会計年度における借入残高は59,316百万円であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 43,700,000株
 (2) 発行済株式の総数 12,078,283株
 (内、自己株式数 162,128株)
 (3) 株主数 32,021名
 (4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|-------|---------|
| | 千株 | % |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) | 1,162 | 9.75 |
| (株)りそな銀行 | 523 | 4.39 |
| 農林中央金庫 | 445 | 3.73 |
| (株)日本カストディ銀行 | 424 | 3.55 |
| 東洋製罐グループホールディングス(株) | 315 | 2.64 |
| 三井住友海上火災保険(株) | 250 | 2.09 |
| 東京海上日動火災保険(株) | 224 | 1.88 |
| 中村 格彰 | 169 | 1.41 |
| J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1 | 149 | 1.25 |
| 極洋秋津会 | 146 | 1.22 |

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。
 2. 上記株式のうち日本マスタートラスト信託銀行(株)全株及び(株)日本カストディ銀行全株は、信託業務に係る株式であります。
 3. 持株比率は、自己株式(162,128株)を控除して計算しております。なお、自己株式には役員株式給付信託の導入に際して設定した(株)日本カストディ銀行が所有する当社株式38,647株を含めておりません。
 4. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

| 区 分 | 株 式 数 | 交付対象者数 |
|-----|---------|--------|
| 取締役 | 10,980株 | 1名 |

- (注) 株式数のうち2,200株は取締役株式給付規程に基づき売却し、金銭にて交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2024年3月1日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が1,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,620百万円増加しております。
- ② 2024年3月26日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が150,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ243百万円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名 | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------|---------|---|
| 井上 誠 | 代表取締役社長 | |
| 近藤 茂 | 専務取締役 | (事業部門統括、海外事業本部担当) |
| 木山 修一 | 専務取締役 | (管理部門統括、物流サービスセグメント管掌、コンプライアンス担当、人事部、商品開発本部、品質保証部、ロジスティクス部担当) |
| 檜垣 仁志 | 常務取締役 | (経営管理部、総務部、業務部担当) |
| 田中 豊 | 取締役 | (大阪支社長委嘱) |
| 山口 敬三 | 取締役 | (生鮮事業セグメント管掌、生鮮事業本部担当、生鮮事業本部長委嘱) |
| *服部 篤 | 取締役 | (食品事業セグメント管掌、食品事業本部担当、食品事業本部長委嘱) |
| *三山 正樹 | 取締役 | (水産事業セグメント管掌、水産事業本部担当、水産事業本部長委嘱) |
| 三浦 理代 | 取締役 | (女子栄養大学名誉教授) |
| 白尾 美佳 | 取締役 | (実践女子大学教授) |
| 町田 勝弘 | 取締役 | (JRA ファシリティーズ(株)顧問、明治機械(株)取締役 (監査等委員)) |
| 山田 英司 | 取締役 | (株)千葉興業銀行社外取締役、平和不動産(株)社外取締役) |
| 田村 雅治 | 常勤監査役 | |
| 菅野 洋一 | 常勤監査役 | |
| 西浜 正幸 | 監査役 | |

- (注) 1. *印は、2023年6月27日開催の定時株主総会で新たに選任され就任した取締役であります。
2. 2023年6月27日付にて、取締役酒井健氏は任期満了により退任いたしました。
3. 2023年7月31日付にて、監査役鈴木則男氏は辞任いたしました。
4. 地位、担当及び重要な兼職の状況は、2024年3月31日現在であります。
5. 現任取締役のうち三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は、社外取締役であります。
6. 取締役町田勝弘氏は、2024年3月31日付でJRAファシリティーズ(株)の顧問を退任いたしました。
7. 現任監査役のうち田村雅治及び菅野洋一の両氏は、社外監査役であります。
8. 取締役三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏並びに監査役田村雅治及び菅野洋一の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
9. 監査役田村雅治及び菅野洋一の両氏は、金融機関における永年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 2024年4月1日付の機構改正にて次のとおり異動がありました。

| 氏名 | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|--------|--|
| 近藤 茂 | 取締役副社長 | (社長補佐、海外事業セグメント管掌、海外事業本部担当) |
| 木山 修一 | 専務取締役 | (物流サービスセグメント管掌、コンプライアンス担当、監査部、人事部、商品開発本部、品質保証部、生産管理部、ロジスティクス部担当) |
| 檜垣 仁志 | 常務取締役 | (経営管理部、S R 推進部、総務部、情報システム部、業務部担当) |

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、取締役が中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、バランスを考慮した報酬体系とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、ア. 固定の基本報酬、イ. 業績連動型株式報酬で構成する。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、固定の基本報酬のみとする。

ア. 固定の基本報酬

月例の固定報酬とし、各取締役の職責に基づき決定する。

イ. 業績連動型株式報酬

中期経営計画の目標指標である連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じ、事業年度ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、そのポイントに基づき、退任時に信託を通じて当社株式を支給する。

また、決定方針は、取締役会が決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の固定の基本報酬の額は、2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役4名）です。また、当該基本報酬とは別枠で、2023年6月27日開催の第100回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を3年間で270百万円以内、株式数を3年間で54,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において年額70百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の固定の基本報酬額については、取締役会決議に基づき、社内取締役及び独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会にその決定を委任することとし、その委任する権限の内容は、各取締役の職責に基づき、各取締役の固定の報酬額を決定する権限としております。また、業績連動型株式報酬については、取締役会の決議により定めた取締役株式給付規程に従って、指名・報酬委員会が事業年度ごとに各取締役に付与するポイント（株式数）を決定しております。

指名・報酬委員会は取締役報酬の基本方針に則った報酬の決定を行った旨を取締役会へ報告しており、この手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、指名・報酬委員会は、委員の過半数を独立社外取締役としております。当事業年度における指名・報酬委員会の体制は下記のとおりです。

井上 誠（代表取締役 社長）
三浦 理代（社外取締役）
町田 勝弘（社外取締役）

④業績連動報酬等に関する事項

業績連動型株式報酬は株主総会の決議に基づき、事業年度ごとに中期経営計画の目標指標である連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じて算出した業績連動係数に取締役の役位別に定めた基本ポイントを乗じ、各取締役に付与するポイントを算定し、そのポイントに基づき、退任時に信託を通じ当社株式を支給しております。当該業績指標を算定の基礎とした理由は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の持続的向上を促すことが期待できると判断したためであります。なお、当事業年度における業績連動型株式報酬制度に係る指標の計画値は、連結売上高300,000百万円、連結営業利益8,500百万円で、実績は連結売上高261,604百万円、連結営業利益8,806百万円です。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|------------------|-----------------|------------------|-----------|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 364 (40) | 333 (40) | 30 (-) | - | 13 (4) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 61 (51) | 61 (51) | - | - | 4 (2) |
| 合計 | 425 | 394 | 30 | - | 17 |

(注) 業績連動報酬（非金銭報酬）として取締役に対して株式報酬を交付しております。当社株式報酬の内容及びその交付状況は2.会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 三浦理代

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会17回中16回に出席し、食品栄養学の専門家としての永年の知見から、妥当かつ適切な意思決定に寄与しております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
女子栄養大学において食品栄養学等を研究され、食品栄養学の専門家としての永年の経験と知見から、取締役会において公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された委員会3回中3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や報酬の決定過程における監督機能を果たしていただいております。

②取締役 白尾美佳

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会17回中17回の全てに出席し、食品衛生学や食育に関する専門的立場から発言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
実践女子大学において食品衛生学や食育について研究され、豊富な経験と高い学識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。

③取締役 町田勝弘

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
JRAファシリティーズ(株)顧問
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
明治機械(株)取締役（監査等委員）
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会17回中17回の全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から、妥当かつ適切な意思決定に寄与しております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
永年にわたり農林水産省において要職を務められ、また研究機関により培われた豊富な経験と高い学識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された委員会3回中3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や報酬の決定過程における監督機能を果たしていただいております。

(注) 2024年3月31日付でJRAファシリティーズ(株)の顧問を退任いたしました。

④取締役 山田英司

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
(株)千葉興業銀行社外取締役、平和不動産(株)社外取締役
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会17回中17回の全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から発言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
日本電子計算(株)において永年代表取締役社長を務められるなど、システム開発の豊富な経験や実績を背景とした経営者としての高い見識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。

⑤監査役 田村雅治

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会14回の全てに出席し、永年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

⑥監査役 菅野洋一

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会14回の全てに出席し、永年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(5)役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社グループ子会社の取締役及び監査役であり、その保険料については特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、当社は、1年ごとの契約更新をしており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 45百万円

②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 50百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- なお当社の重要な子会社のうちKyokuyo America Corporation、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.、Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、新株発行に係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務です。

連結子会社における非監査業務の内容は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく認定申請に係る手続業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断する場合、その他必要があると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制システムの基本方針」を決議しております。当該方針の概要は以下のとおりです。

①企業理念とキョクヨーグループ企業行動憲章

当社及びグループ会社は以下の企業理念、キョクヨーグループ企業行動憲章を業務遂行にあたっての基本方針とする。

企業理念：人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

キョクヨーグループ企業行動憲章：

1. 社会に役立つ総合食品グループとして、安心・安全な商品およびサービスを提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得します。
2. 法令を遵守し、公正、透明、自由な競争を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
3. 消費者・ユーザー・株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。
5. 働きやすい環境の整備に努めます。
6. 国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます。

②取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. コンプライアンス体制の基礎として、企業理念に基づきキョクヨーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス基本規則を定め、当社およびグループ会社の役職員に対しその周知徹底を図る。
- コンプライアンス担当取締役のもと、基本方針に基づきコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、「内部統制室」を設置し、グループ全体の横断的なコンプライアンス体制を整備する。
- イ. 社長を委員長とする「内部監査委員会」は、「内部監査チーム」を編成し当社およびグループ会社のコンプライアンスの状況を監査するとともに、業務の改善を推進する。
- ウ. 当社およびグループ会社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- エ. 当社の取締役はグループ全体における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するものとする。
- オ. 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ内通報体制として、社内のコンプライアンス担当部署長および外部の弁護士事務所を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報者保護規則に基づきその運用を行うものとする。また通報結果はコンプライアンス担当取締役を通じて取締役会に報告するとともに、通報者が保護されるよう体制を整備しております。
- カ. 当社の監査役はグループ全体のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。
- キ. 当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。このことについて当社およびグループ会社の役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織としてすみやかに対処できる体制を構築する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体については、文書取扱規則等に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、定められた保存期間に従い、閲覧可能な状態を維持することとする。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. グループ全体のリスク管理についてキョクヨーグループリスク管理基本規則を作成し、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理するためのリスク管理体制を整備する。
- イ. 環境保全リスクについて社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会のもと、グループ全体の環境保全体制を構築、維持、継続させる。
- ウ. 品質安全リスクについて食品事故及び苦情処理に関する規則等に基づき、食品事故発生時にはグループ全体ですみやかに対応できる体制を整備する。また、国内、国外の協力工場に関しては品質・安全についての情報の共有化を進める。
- エ. 当社およびグループ会社は、災害リスクについて事業継続計画（BCP）を策定し、被災時においても事業を継続できる体制を整備する。
- オ. 「内部監査チーム」は、当社およびグループ会社のリスク管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- イ. 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ウ. 中期経営計画および年次予算を連結ベースで作成し、グループ各社が出席する会議で討議することにより、情報を共有する。

⑥当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- ア. 当社およびグループ会社は、業務の適正を確保するため、必要に応じて業務の実態に対応した諸規程を定めるものとする。
- イ. 系列会社管理規則に従ってグループ会社の経営管理を行うとともに、グループ会社は当社に対して経営上の重要事項を報告するものとする。
- ウ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社のコンプライアンス担当部署に報告するものとする。当社のコンプライアンス担当部署は直ちに当社の監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。当社の監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 当社の監査役の職務の補助は監査役会事務局が担当するものとする。
- イ. 当社の監査役から監査業務に関し必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し当社の取締役その他の指揮命令を受けない。

⑧当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社およびグループ会社の役職員が当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況等についてすみやかに報告する体制を整備する。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
- イ. 内部通報者保護規則により、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ウ. 当社およびグループ会社は、当社の監査役へ報告を行った当社およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- エ. 当社の監査役がその職務の執行に係る費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上すみやかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システムの基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンスに対する取組み

内部統制室が当社グループのコンプライアンス体制を整備するとともに、内部統制室長が当社及びグループ会社の役職員に向けてコンプライアンスの徹底に関する通達を発信し、コンプライアンス意識の向上に努めています。

また、当社及びグループ会社を対象として、コンプライアンス担当部署長及び外部顧問弁護士を窓口とする内部通報システムを設置・運用しています。

②職務執行の適正性や効率性

取締役会は社外取締役4名を含む取締役12名で構成されています。当事業年度においては取締役会を17回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則においてその責任者と執行手続きの詳細について定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

③リスク管理体制

リスク管理の総括部署である経営管理部が定期的に当社グループ全体のリスク情報を取りまとめ、コンプライアンス担当取締役を通じ、全役員に資料を配布し、情報を共有しています。

また内部監査チームが当社及びグループ会社を対象に内部監査を実施し、監査結果を内部監査委員会に報告しています（当事業年度は内部監査委員会を10回開催）。内部監査の指摘事項については、内部監査委員会事務局が被監査部署に改善計画の提出を求め、その進捗状況を内部監査委員会に報告しています。

④グループ会社における業務の適正の確保

グループ会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査チームによる内部監査の実施等を通じ、グループ会社の業務の適正の確保に努めています。

また当社はグループ会社の経営上の重要事項について報告を受けています。

⑤監査役監査の実効性確保

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。当事業年度においては監査役会を14回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。

また監査役は内部監査委員会事務局から内部監査の実施状況の報告を受けるほか、外部会計監査人と適宜協議を行うなど、監査の実効性向上を図っております。

(注) 2024年4月1日付で上記「内部統制システムの基本方針」を改定しております。その改定内容は、機構改正に伴う部署名変更であります。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針として『当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)』を定めており、2023年6月27日開催の第100回定時株主総会において、2026年開催の定時株主総会終結の時まで継続することをご承認いただいております。

当該方針の概要は下記のとおりです。なお詳細につきましては当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」本文をご参照ください。

(<https://www.kyokuyo.co.jp/files/202305122.pdf>)

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様意思により判断されるべきであると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針に照らし、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。

ア．中期経営計画の策定

当社は、当社の企業価値、株主共同の利益を向上させるため、2024年度から2026年度までの3カ年の新中期経営計画『Gear Up Kyokuyo 2027』を策定しました。“食文化に貢献し、社会とともに成長する”企業理念を着実に実現し、企業価値の向上を図っていくため、「魚を中心に、食で人と暮らしと地球によりそう サステナブルな世界へ」を企業のパーパスとし、「事業基盤」の拡充、「財務基盤」と「ステークホルダーとのパートナーシップ」の強化に努めながら、事業を推進してまいります。

イ．コーポレート・ガバナンスの強化

当社は企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関しては、公正な経営を維持することが基本であると考えております。取締役会・監査役会・会計監査人による監査など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付者が取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報提供をし、取締役会による一定の検討時間が経過した後に大規模買付行為を開始するといった一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は原則として対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、ご判断いただくこととなります。ただし、買収行為が結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に対抗措置を取ることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、対抗措置をとり買収行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランの有効期限は2026年開催の定時株主総会終結の時までとなっておりますが、有効期限の満了前であっても、株主総会あるいは取締役会において本プランを変更、廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で変更、廃止されるものとします。本プランについて変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

なお、取締役会は、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けており、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を図るとともに、安定配当を継続しつつも、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指します。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、当期の期末配当につきましては1株当たり100円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額について、表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | 124,297 |
| 現金及び預金 | 8,452 |
| 受取手形及び売掛金 | 34,677 |
| 商品及び製品 | 59,308 |
| 仕掛品 | 4,521 |
| 原材料及び貯蔵品 | 6,507 |
| その他 | 10,840 |
| 貸倒引当金 | △10 |
| 固定資産 | 36,422 |
| 有形固定資産 | 21,670 |
| 建物及び構築物 | 8,857 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,771 |
| 船舶 | 2,560 |
| 土地 | 5,246 |
| リース資産 | 263 |
| 建設仮勘定 | 449 |
| その他 | 520 |
| 無形固定資産 | 887 |
| リース資産 | 0 |
| その他 | 887 |
| 投資その他の資産 | 13,864 |
| 投資有価証券 | 11,744 |
| 繰延税金資産 | 568 |
| その他 | 3,147 |
| 貸倒引当金 | △1,596 |
| 資産合計 | 160,720 |

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------|----------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | 70,659 |
| 支払手形及び買掛金 | 8,417 |
| 短期借入金 | 30,340 |
| コマーシャル・ペーパー | 15,000 |
| リース債務 | 138 |
| 未払法人税等 | 1,058 |
| 賞与引当金 | 1,056 |
| 役員賞与引当金 | 7 |
| 未払の金 | 7,811 |
| その他 | 6,828 |
| 固定負債 | 31,200 |
| 長期借入金 | 28,975 |
| リース債務 | 170 |
| 繰延税金負債 | 931 |
| 特別修繕引当金 | 31 |
| 訴訟損失引当金 | 244 |
| 株式給付引当金 | 0 |
| 役員株式給付引当金 | 125 |
| 退職給付に係る負債 | 701 |
| 資産除去債務 | 16 |
| その他 | 0 |
| 負債合計 | 101,859 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | 52,354 |
| 資本金 | 7,527 |
| 資本剰余金 | 3,193 |
| 利益剰余金 | 42,176 |
| 自己株式 | △543 |
| その他の包括利益累計額 | 6,622 |
| その他有価証券評価差額金 | 4,842 |
| 繰延ヘッジ損益 | 97 |
| 為替換算調整勘定 | 861 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 820 |
| 非支配株主持分 | △115 |
| 純資産合計 | 58,860 |
| 負債及び純資産合計 | 160,720 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------|
| 売 | 上 | 261,604 |
| 売 | 上 原 高 価 | 228,213 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 総 利 益 | 33,390 |
| 営 業 外 取 替 取 助 | 利 益 | 8,806 |
| 受 受 為 受 補 ぞ | 取 配 保 金 の 費 用 | 5 |
| 受 受 為 受 補 ぞ | 取 配 保 金 の 費 用 | 201 |
| 受 受 為 受 補 ぞ | 取 配 保 金 の 費 用 | 188 |
| 受 受 為 受 補 ぞ | 取 配 保 金 の 費 用 | 125 |
| 受 受 為 受 補 ぞ | 取 配 保 金 の 費 用 | 86 |
| 受 受 為 受 補 ぞ | 取 配 保 金 の 費 用 | 185 |
| 営 業 外 払 引 | 利 益 | 585 |
| 支 持 訴 貸 ぞ | 分 訟 倒 引 | 3 |
| 支 持 訴 貸 ぞ | 分 訟 倒 引 | 11 |
| 支 持 訴 貸 ぞ | 分 訟 倒 引 | △0 |
| 支 持 訴 貸 ぞ | 分 訟 倒 引 | 142 |
| 特 別 利 益 | 特 別 利 益 | 8,856 |
| 固 定 資 産 処 分 | 固 定 資 産 処 分 | 2 |
| 退 職 給 付 | 退 職 給 付 | 1,717 |
| 受 取 取 補 助 | 受 取 取 補 助 | 143 |
| 受 取 取 補 助 | 受 取 取 補 助 | 111 |
| 受 取 取 補 助 | 受 取 取 補 助 | 11 |
| 受 取 取 補 助 | 受 取 取 補 助 | 8 |
| 特 別 利 益 | 特 別 利 益 | 1,994 |
| 固 定 資 産 処 分 | 固 定 資 産 処 分 | 23 |
| 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 119 |
| 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 1,570 |
| 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 529 |
| 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 11 |
| 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 1 |
| 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 災 害 係 定 資 有 価 証 券 評 価 | 38 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 2,295 |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 | 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 | 8,555 |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 | 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 | 2,172 |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 | 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 | 748 |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 | 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 | 2,920 |
| 当 期 純 利 益 | 当 期 純 利 益 | 5,634 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△ 損 失) | 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△ 損 失) | △302 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 5,936 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-------|-------|--------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2023年4月1日残高 | 5,664 | 1,330 | 37,317 | △575 | 43,736 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 1,863 | 1,863 | | | 3,726 |
| 剰余金の配当 | | | △1,076 | | △1,076 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 5,936 | | 5,936 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | 31 | 31 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | 1,863 | 1,863 | 4,859 | 31 | 8,617 |
| 2024年3月31日残高 | 7,527 | 3,193 | 42,176 | △543 | 52,354 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配 株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 2023年4月1日残高 | 3,704 | △72 | 470 | △296 | 3,805 | △575 | 46,966 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | | 3,726 |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △1,076 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | | 5,936 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 31 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 1,138 | 169 | 390 | 1,117 | 2,816 | 459 | 3,276 |
| 当期変動額合計 | 1,138 | 169 | 390 | 1,117 | 2,816 | 459 | 11,894 |
| 2024年3月31日残高 | 4,842 | 97 | 861 | 820 | 6,622 | △115 | 58,860 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 28社

主要な連結子会社の名称

キョクヨー秋津冷蔵(株)、極洋商事(株)、極洋食品(株)、極洋水産(株)、キョクヨー総合サービス(株)、キョクヨーフーズ(株)、キョクヨーマリンファーム(株)、(株)ジョッキ、キョクヨーマリン愛媛(株)、キョクヨーマリン愛南(株)、極洋フレッシュ(株)、海洋フーズ(株)、極洋フィードワンマリン(株)、インテグレート・システム(株)、指宿食品(株)、(株)エイペックス・キョクヨー、(株)クロシオ水産、Kyokuyo America Corporation、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.、Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.、Ocean's Kitchen Property Management LLC他5社

このうちキョクヨーマリン愛南(株)、Ocean's Kitchen Property Management LLC他1社は、当連結会計年度において新たに設立されたため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 3社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

(株)イチャママル長谷川水産他2社

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

KAPPA CREATE KOREA Co.,Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Kyokuyo America Corporation、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.、Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.、Ocean's Kitchen Property Management LLC他4社の決算日は12月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

| | | |
|---------|-----------------|---|
| その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） |
|---------|-----------------|---|

② デリバティブ

| | | |
|--|------------|-------------|
| | 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
|--|------------|-------------|

③ 棚卸資産

| | | |
|--|--------------------------------------|--|
| | 主として総平均法による原価法 | |
| | なお、収益性の低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げしております。 | |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定額法によっております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担するべき額を計上しております。
- ④ 特別修繕引当金 船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。
- ⑤ 訴訟損失引当金 訴訟に対する損失に備えるため、損失見込額に基づき計上しております。
- ⑥ 株式給付引当金 雇用型執行役員株式給付規程に基づく当社の執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑦ 役員株式給付引当金 取締役株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との水産物等の販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

売上りバート等のある取引については、契約等に従って、取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法にて収益を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時に処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：百万円)

| | 水産事業 | 生鮮事業 | 食品事業 | 物流 サービス | その他 | 合計 |
|-------------------|---------|--------|--------|------------|-----|---------|
| 地域別 | | | | | | |
| 日本 | 108,238 | 63,841 | 65,588 | 1,599 | 527 | 239,795 |
| アジア | 12,903 | 2,062 | 19 | — | — | 14,985 |
| その他 | 6,552 | 243 | 26 | — | — | 6,822 |
| 顧客との契約から生 じる収益 | 127,694 | 66,147 | 65,634 | 1,599 | 527 | 261,604 |
| 外部顧客への売上高 | 127,694 | 66,147 | 65,634 | 1,599 | 527 | 261,604 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

6. 表示方法の変更に關する注記

連結損益計算書

棚卸資産廃棄損の表示方法は、従来、連結損益計算書上、独立掲記しておりましたが、金額的重要性が低下したため、当連結会計年度より、営業外費用のその他（当連結会計年度18百万円）として表示しております。

7. 追加情報

(1) 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役及び執行役員に対して、当社が定める役員報酬に係る取締役株式給付規程及び雇成型執行役員株式給付規程に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役及び執行役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役及び執行役員の退任時となります。

② 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

取締役への交付については「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じております。

③ 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、112百万円及び38,647株であります。

(2) 退職金制度の改定

当社は2023年10月1日付で60歳から65歳への定年延長等に伴う退職給付制度の変更を行っております。この制度変更により、退職給付に係る負債が1,717百万円減少し、過去勤務費用が同額発生しております。過去勤務費用は、その発生時に処理しております。

【連結貸借対照表関係注記】

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|-----------|------|
| 建物及び構築物 | 1百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 6 // |
| 計 | 8 // |

(2) 担保設定の原因となる債務

| | |
|-------|-------|
| 短期借入金 | 18百万円 |
| 長期借入金 | 56 // |
| 計 | 75 // |

2. 有形固定資産減価償却累計額 27,548百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

| | |
|----------------|----------|
| 圧縮記帳額 | 1,974百万円 |
| (うち、建物及び構築物) | 1,220 // |
| (うち、機械装置及び運搬具) | 733 // |
| (うち、船舶) | 5 // |
| (うち、その他) | 15 // |

4. 保証債務及び手形遡求債務等

| | |
|---------------------|--------|
| 手形遡求債務 | |
| 輸出信用状付荷為替手形銀行間未決済残高 | 11 百万円 |

【連結損益計算書関係注記】

1. 災害による損失

連結損益計算書に計上されている災害による損失は、ALPS処理水の放出を受けて中国政府が日本産水産物の輸入を禁止した影響により、ホタテ等の水産物相場が下落し、棚卸資産の評価損などが発生したことによる損失であります。

2. 関係会社清算損

連結損益計算書に計上されている関係会社清算損は、連結子会社である極洋フィードワンマリン株式会社の清算に伴う損失であります。

【連結株主資本等変動計算書関係注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数 (株) | 当連結会計年度 増加株式数 (株) | 当連結会計年度 減少株式数 (株) | 当連結会計年度末 株式数 (株) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式数 普通株式 | 10,928,283 | 1,150,000 | — | 12,078,283 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基 準 日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2023年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,076 | 100 | 2023年3月31日 | 2023年6月28日 |

(注) 1株当たり配当額100円には、創立85周年記念配当10円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月25日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

| 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基 準 日 | 効力発生日 |
|-------|-----------------|--------|------------------|------------|------------|
| 普通株式 | 1,191 | 利益剰余金 | 100 | 2024年3月31日 | 2024年6月26日 |

【金融商品関係注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金及び設備資金であります。なお、デリバティブは、社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額500百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表 計上額（※2） | 時価（※2） | 差額 |
|------------------|--------------------|----------|------|
| (1) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 11,243 | 11,243 | — |
| (2) 長期借入金（※3） | (35,210) | (34,946) | △263 |
| (3) デリバティブ取引（※4） | 140 | 140 | — |

（※1）「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※3）一年内返済長期借入金を含めております。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|----------|--------|------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 11,243 | — | — | 11,243 |
| デリバティブ取引 | — | 140 | — | 140 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | 34,946 | — | 34,946 |

短期借入金のうち一年内返済長期借入金を長期借入金に含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

【1株当たり情報関係注記】

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,965円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 548円61銭 |

【その他の注記】

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | 109,441 |
| 現金及び預金 | 3,159 |
| 売掛金 | 31,683 |
| 商品及び製品 | 52,051 |
| 原材料及び貯蔵品 | 5 |
| 前払費用 | 3,746 |
| 短期貸付金 | 874 |
| 未収入金 | 1,254 |
| 未収消費税等 | 11,420 |
| 預け金 | 89 |
| その他の金 | 5,455 |
| 貸倒引当金 | 217 |
| | △516 |
| 固定資産 | 26,483 |
| 有形固定資産 | 6,582 |
| 建物 | 2,750 |
| 構築物 | 156 |
| 機械装置 | 1,152 |
| 船舶 | 29 |
| 車両運搬具 | 0 |
| 工具、器具及び備品 | 292 |
| 土地 | 2,002 |
| リース資産 | 93 |
| 建設仮勘定 | 105 |
| 無形固定資産 | 517 |
| 商標 | 0 |
| ソフトウェア | 511 |
| その他の | 5 |
| 投資その他の資産 | 19,383 |
| 投資有価証券 | 11,114 |
| 関係会社株 | 5,827 |
| 出資 | 27 |
| 関係会社出資 | 1,410 |
| 長期貸付金 | 240 |
| 破産更生債権等 | 2,955 |
| 差入保証金 | 653 |
| その他の | 25 |
| 貸倒引当金 | △2,871 |
| 資産合計 | 135,925 |

| 科目 | 金額 |
|------------------|----------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | 64,824 |
| 買掛金 | 9,861 |
| 前受引当金 | 6 |
| 賞与引当金 | 665 |
| 未払金 | 6,172 |
| 前払り金 | 6,973 |
| 未払費用 | 429 |
| リース債務 | 44 |
| 短期借入金 | 19,300 |
| 一年内返済長期借入金 | 4,905 |
| コマーシャル・ペーパー | 15,000 |
| 未払法人税等 | 726 |
| その他の | 738 |
| 固定負債 | 26,865 |
| 長期借入金 | 23,990 |
| 関係会社事業損失引当金 | 276 |
| 株式給付引当金 | 0 |
| 役員株式給付引当金 | 125 |
| 退職給付引当金 | 1,375 |
| 繰延税金負債 | 1,024 |
| リース債務 | 60 |
| その他の | 13 |
| 負債合計 | 91,689 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | 39,323 |
| 資本金 | 7,527 |
| 資本剰余金 | 3,183 |
| 資本準備金 | 2,605 |
| その他の資本剰余金 | 2,605 |
| 利益剰余金 | 29,156 |
| 利益準備金 | 673 |
| その他の利益剰余金 | 28,482 |
| 別途積立金 | 1,560 |
| 繰越利益剰余金 | 26,922 |
| 自己株式 | △543 |
| 評価・換算差額等 | 4,912 |
| その他有価証券評価差額金 | 4,815 |
| 繰延ヘッジ損益 | 97 |
| 純資産合計 | 44,235 |
| 負債及び純資産合計 | 135,925 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------------|---------------|
| 売 上 高 | 234,757 |
| 売 上 原 価 | 205,482 |
| 売 上 総 利 益 | 29,275 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 22,059 |
| 営 業 利 益 | 7,215 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 54 |
| 受 取 配 当 金 | 467 |
| 為 替 差 益 | 178 |
| 受 取 保 険 金 | 46 |
| 雑 収 入 | 91 |
| | 838 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 457 |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 147 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 67 |
| 雑 支 出 | 66 |
| | 739 |
| 経 常 利 益 | 7,315 |
| 特 別 利 益 | |
| 固 定 資 産 処 分 益 | 0 |
| 退 職 給 付 制 度 改 定 益 | 1,717 |
| 受 取 保 険 金 | 111 |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 8 |
| | 1,837 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 18 |
| 災 害 に よ る 損 失 | 1,546 |
| 関 係 会 社 清 算 損 | 326 |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 1 |
| | 1,892 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 7,259 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,693 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 688 |
| 当 期 純 利 益 | 4,878 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|--------------------------|---------|-----------|----------|---------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 2023年4月1日残高 | 5,664 | 742 | 578 | 1,320 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 1,863 | 1,863 | | 1,863 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | 1,863 | 1,863 | — | 1,863 |
| 2024年3月31日残高 | 7,527 | 2,605 | 578 | 3,183 |

| | 株 主 資 本 | | | | | 株主資本合計 |
|--------------------------|-----------|----------|-------------|-------------|---------|--------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | 自 己 株 式 | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 2023年4月1日残高 | 673 | 1,560 | 23,120 | 25,354 | △575 | 31,763 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | | | | | 3,726 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △1,076 | △1,076 | | △1,076 |
| 当 期 純 利 益 | | | 4,878 | 4,878 | | 4,878 |
| 自己株式の取得 | | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | 31 | 31 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 3,801 | 3,801 | 31 | 7,559 |
| 2024年3月31日残高 | 673 | 1,560 | 26,922 | 29,156 | △543 | 39,323 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|---------|----------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 2023年4月1日残高 | 3,712 | △72 | 3,640 | 35,403 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 3,726 |
| 剰余金の配当 | | | | △1,076 |
| 当期純利益 | | | | 4,878 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | 31 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 1,102 | 169 | 1,272 | 1,272 |
| 当期変動額合計 | 1,102 | 169 | 1,272 | 8,831 |
| 2024年3月31日残高 | 4,815 | 97 | 4,912 | 44,235 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|-------------------|---------------------|---|
| ① 有価証券 | | |
| 子会社株式及び 関連会社株式 | 移動平均法による原価法 | |
| その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外の もの | 時価法（評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定しておりま す。） |
| | 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ② デリバティブ | 時価法 | |
| ③ 棚卸資産 | 総平均法による原価法 | |
- なお、収益性の低下した棚卸資産については帳簿価額を切下げて
おります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産 (リース資産を除く) | 定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産 (リース資産を除く) | 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっ ております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっ ております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権につい ては貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につい ては個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しておりま す。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上して おります。 |
| ③ 関係会社事業損失 引当金 | 関係会社の事業損失に備えるため、当該会社の財政状態及び経営 成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。 |

- ④ 株式給付引当金 雇用型執行役員株式給付規程に基づく当社の執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 役員株式給付引当金 取締役株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
 - a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時に処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、顧客との水産物等の販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

売上リベート等のある取引については、契約等に従って、取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法にて収益を計上しております。又、有償支給取引について、収益認識適用指針第104項に定める取扱いに従い、支給品の引渡時に当該支給品の消滅を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 追加情報

(1) 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

取締役及び執行役員に対する業績連動型の株式報酬制度の導入に関する注記については、連結注記表「7. 追加情報」に記載しているため、省略しております。

(2) 退職金制度の改定

退職給付制度の改定に関する注記については、連結注記表「7. 追加情報」に記載しているため、省略しております。

4. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産減価償却累計額 7,857百万円

(2) 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

| | |
|----------------|----------|
| 圧縮記帳額 | 1,375百万円 |
| (うち、建物) | 920 // |
| (うち、構築物) | 8 // |
| (うち、機械装置) | 443 // |
| (うち、工具、器具及び備品) | 2 // |

(3) 保証債務及び手形遡求債務等

① 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

| | |
|----------------------------------|----------|
| KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd. | 3,240百万円 |
| Kyokuyo America Corporation | 1,507 // |
| (株)ジョッキ | 693 // |
| その他 | 1,083 // |
| 計 | 6,525 // |

② 手形遡求債務

輸出信用状付荷為替手形銀行間未決済残高 11百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

| | |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 16,266百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 1,359 // |
| ③ 短期金銭債務 | 10,217 // |
| ④ 長期金銭債務 | 13 // |

5. 損益計算書に関する事項

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

16,152百万円

仕入高等

64,881百万円

営業取引以外の取引高

896百万円

(2) 災害による損失

損益計算書に計上されている災害による損失は、ALPS処理水の放出を受けて中国政府が日本産水産物の輸入を禁止した影響により、ホタテ等の水産物相場が下落し、棚卸資産の評価損などが発生したことによる損失であります。

(3) 関係会社清算損

損益計算書に計上されている関係会社清算損は、関係会社である極洋フィードワンマリン株式会社の清算に伴う損失であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

200,775株

(注) 当事業年度末日の自己株式数には、役員及び執行役員向け株式給付信託が所有する当社株式を含めております。

7. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認、賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

8. 関連当事者との取引に関する事項
子会社及び関連会社等

| 種類 | 名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注1) | 科目 | 期末残高 |
|-----|---|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------|---------------------|-------|
| | | % | | | 百万円 | | 百万円 |
| 子会社 | 極洋食品株式会社 | 所有 直接90.0 間接10.0 | 原料の有償 支給 製品の仕入 役員の兼任 | 製品仕入 (注2) | 22,535 | 買掛金 | 2,027 |
| 子会社 | 極洋水産株式会社 | 所有 直接100.0 | 製品の加工 委託 | 資金の預り (注3) | — | 預り金 | 3,075 |
| 子会社 | 極洋フィードワン マリン株式会社 | 所有 直接40.0 間接10.0 | 製品の仕入 役員の兼任 | 資金の貸付 資金の回収 | 150 6 | 破産更生 債権等 (注4) | 1,359 |
| 子会社 | キョクヨーマリン ファーム株式会社 | 所有 直接100.0 | 製品の仕入 役員の兼任 | 資金の預入 (注5) | — | 預け金 | 1,450 |
| 子会社 | Kyokuyo America Corporation | 所有 直接100.0 | 商品の販売 商品の仕入 | 増資の引受 (注6) 債務保証 (注7) | 1,694 1,507 | — | — |
| 子会社 | KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd. | 所有 直接100.0 | 原料の有償 支給 製品の仕入 役員の兼任 | 債務保証 (注7) | 3,240 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 製品の仕入については、同社の原価等を勘案し両者協議のうえで決定しております。

(注3) 資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。

(注4) 極洋フィードワンマリン株式会社への破産更生債権等に対し、合計1,275百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計326百万円の貸倒引当金繰入額を関係会社清算損として計上しております。

(注5) 資金の預入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。

(注6) 当社がKyokuyo America Corporationの行った増資を1株につき134,450円で引き受けたものであります。

(注7) 金融機関からの借入に対して債務保証を行ったものであります。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する事項

| | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,724円 34銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 450円 83銭 |

10. 連結配当規制適用会社

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

11. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社 極 洋
取締役 会 御中井上 監 査 法 人
東京都千代田区指 定 社 員 公認会計士 平 松 正 己
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 塚 本 義 治
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 田 村 光
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極洋の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社 極 洋
取締役 会 御中

井上 監 査 法 人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 平 松 正 己
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 塚 本 義 治
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 田 村 光
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極洋の2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、井上監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社 極 洋 監査役会

常勤監査役 田 村 雅 治[㊞]
社外監査役

常勤監査役 菅 野 洋 一[㊞]
社外監査役

監査役 西 浜 正 幸[㊞]

(注) 監査役鈴木則男氏は、2023年7月31日をもって監査役を辞任いたしましたので、監査報告書に署名押印いたしておりません。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場 都市センターホテル（日本都市センター会館内）
3階 コスモスホール
東京都千代田区平河町二丁目4番1号



交通機関と 所要時間

東京メトロ

- 有楽町線 魏町駅 1番出口より徒歩約4分
- 半蔵門線 ●有楽町線 永田町駅 5番出口より徒歩約4分
- 南北線 永田町駅 9b番出口より徒歩約3分
- 丸ノ内線 ●銀座線 赤坂見附駅 D出口より徒歩約8分

都バス

平河町二丁目（日本都市センター前）
（新橋駅⇄市ヶ谷駅⇄小滝橋車庫前）

※議決権行使につきましては、書面（郵送）及びインターネットによる行使もご活用ください。

※株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取り止めさせていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日は、公共交通機関等をご利用
いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

